

令和2年10月1日(木)
13時30分～16時30分
ホテルグランドパレス

特別研修会(改正税法研修会)資料

令和2年度の税制改正を中心として

講師

税理士 ^{まつ}松 ^{おか}岡 ^{あき}章 ^お夫氏

東京税理士会 麴町支部

一般財団法人 大蔵財務協会 発行

「令和2年度 税制改正早わかり」
(抜粋)

(注) その後の改正により項目及び関係条項等が変わっている場合があります。

【所得税関係】

項目及び改正内容	関係条項	適用関係
〈平成30年度改正 令和2年1月1日以後適用分〉		
<p>1 給与所得控除</p> <p>(1) 給与所得控除の改正 次のとおり改正が行われました。</p> <p>① 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。</p> <p>② 給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円（改正前：1,000万円）とされるとともに、その上限額が195万円（改正前：220万円）に引き下げられました。</p> <p>(2) 税額表の改正 上記(1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表及び年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の改正が行われました。</p>	<p>所法28③</p> <p>所法別表第2～別表第5</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです（平30改正法附則2）。</p> <p>令和2年1月1日以後に支払うべき給与等について適用され、同日前に支払うべき給与等については従前どおりです（平30改正法附則15①）。</p>
<p>2 公的年金等控除</p> <p>公的年金等控除について、次の改正が行われました。</p> <p>(1) 控除額が一律10万円引き下げられました。</p> <p>(2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられました。</p> <p>(3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記(1)及び(2)の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げることとされました。</p>	<p>所法35④</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです（平30改正法附則2）。</p>
<p>3 給与所得者の特定支出の控除の特例</p> <p>特定支出の範囲に、勤務する場所を離れて</p>	<p>所法57の2②</p>	<p>令和2年分以後の所得</p>

<p>職務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出が追加されるとともに、特定支出の範囲に含まれている単身赴任者の帰宅旅費について、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限が撤廃された上、帰宅のために通常要する自動車等を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額が追加されました。</p>	<p>二、所令167の3②⑤</p>	<p>税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです（平30改正法附則2、平30改正所令附則9）。</p>
<p>4 基礎控除及び基礎控除申告書</p> <p>(1) 控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。</p> <p>(2) 上記(1)の改正に伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられました。</p>	<p>所法86①</p> <p>所法190、195の3、所規74の5</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです（平30改正法附則2）。</p> <p>令和2年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます（平30改正法附則15②）。</p>
<p>5 信託財産に係る利子等の課税の特例</p> <p>(1) 集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者が確定申告書に記載するその収益の分配に係る源泉徴収税額から控除外国所得税の額（その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された外国源泉所得税の額に、その収益の分配の額の総額のうちにその者が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額）を控除することとされました。</p> <p>(2) 集団投資信託を引き受けた内国法人は、その集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対して通知外国所得税の額その他の事項を通知しなければならないこととされました。</p> <p>(3) 集団投資信託を引き受けた内国法人は、その集団投資信託の信託財産について所得税を課された場合は、その所得税の額を課されたことを証する書類等を一定期間保存しなければならないこととされました。</p> <p>(4) 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除する外国源泉所得税</p>	<p>所令300④</p> <p>所令300⑥⑧</p> <p>所令300⑤</p> <p>所令300③</p>	<p>令和2年1月1日以後に支払われる収益の分配について適用され、同日前に支払われた収益の分配については従前どおりです（平30改正所令附則18）。</p>

令和2年1月以後適用項目（国税）
平成30年度及び令和元年改正における

<p>の額は、その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額が限度とされました。</p> <p>(5) 受益権投資目的証券投資信託について、その設定に係る受益権の募集を一定の公募により行われたものとする要件が撤廃されました。</p>	<p>所令300②</p>	
<p>6 生命保険料控除及び地震保険料控除に係る年末調整手続</p> <p>給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、生命保険料控除証明書又は地震保険料控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p>	<p>所法198⑦、所令319の2⑦、平成18年改正所令附則14②</p>	<p>令和2年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用されます(平30改正法附則16、平30改正所令附則27)。</p>
<p>7 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の改正に伴う所得税法関係の改正</p> <p>(1) 雑損控除 雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件が48万円以下(改正前：基礎控除の額に相当する金額以下)に引き上げられました。</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)控除 寡婦(寡夫)に該当するかどうかの判定におけるその者と生計を一にする子に係る総所得金額等の要件が48万円以下(改正前：基礎控除の額に相当する金額以下)に引き上げられました。</p> <p>(3) 勤労学生控除 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下(改正前：65万円以下)に引き上げられました。</p> <p>(4) 配偶者控除 同一生計配偶者の合計所得金額要件が48万円以下(改正前：38万円以下)に引き上げられました。</p> <p>(5) 配偶者特別控除 対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下(改正前：38万円超</p>	<p>所令205①</p> <p>所令11②、11の2②</p> <p>所法2①三十二</p> <p>所法2①三十三</p> <p>所法83の2①一</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです(平30改正所令附則13)。</p> <p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです(平30改正所令附則3)。</p> <p>(3)から(7)の改正は、令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです(平30改正法附則2)。</p>

<p>123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額区分が、それぞれ10万円引き上げられました。</p> <p>(6) 扶養控除 扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下(改正前:38万円以下)に引き上げられました。</p> <p>(7) 給与等又は公的年金等の源泉徴収の際の配偶者に関する控除 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げられました。</p> <p>(8) 災害減免法の徴収猶予 徴収猶予限度額の算定をする場合には、基礎控除についても他の各種所得控除と同様に、その見積額により計算することとされました。</p>	<p>所法2①三十四</p> <p>所法2①三十三の四</p> <p>災害減免令9、10</p>	<p>令和2年1月1日から施行されます(平30改正所令附則1三)。</p>
<p>8 信託財産に係る利子等の課税の特例等の改正等に伴う支払調書等の改正 信託財産に係る利子等の課税の特例の改正等に伴い利子等の支払調書等に通知外国所得税の額等を記載することとされました。</p>	<p>所規82①、83①</p>	<p>支払の確定した日が令和2年1月1日以後である利子等又は配当等について適用し、支払の確定した日が同年1月1日前である利子等又は配当等については従前どおりです(平30改正所規附則15)。</p>
<p>9 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等</p> <p>(1) 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額がある場合には、その金額は、支払の取扱者が源泉徴収するその上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額を限度としてその源泉徴収所得税の額から控除することとされました。</p> <p>① 投資信託(証券投資信託その他一定のものに限る。)又は特定受益証券発行信託の収益の分配 その投資信託又は特定受益証券発行信託の信託財産についてその投資信託又は特定受益証券発行信託を引き受けた法人が納付した源泉所得税及</p>	<p>措法9の3の2③、措令4の6の2⑩~⑬</p>	<p>個人又は内国法人若しくは外国法人に対して令和2年1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用され、個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた上場株式等の配当等については従前どおりです(平30改正法附則60、126①)。</p>

令和2年1月以後適用項目(国税)
平成30年度及び令和元年度改正における

<p>び外国源泉所得税の額のうちその収益の分配に対応する一定の金額</p> <p>② 特定目的会社の利益の配当 その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうちその利益の配当に対応する一定の金額</p> <p>③ 投資法人の投資口の配当等 その投資法人が納付した外国法人税の額のうちその配当等に対応する一定の金額</p> <p>④ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当 その特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額のうちその剰余金の配当に対応する一定の金額</p> <p>(2) 上記(1)の限度額を超える上記(1)により控除すべき金額は、その上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度としてその復興特別所得税から控除することとされました。</p> <p>(3) 上記(1)により控除する外国源泉所得税及び外国法人税の額は、その上場株式等の配当等に係る源泉徴収所得税の額にその投資信託若しくは特定受益証券発行信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度とすることとされました。また、上記(1)により控除する金額その他の一定の金額は、その上場株式等の配当等の金額に加算することとされました。</p> <p>(4) 上記(1)により控除された金額に相当する金額のうち外国源泉所得税又は外国法人税の額に対応する一定の金額は、分配時調整外国税相当額の控除制度の対象とすることとされました。</p> <p>(5) 支払の取扱者は、上記(1)の控除をする場合には、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、控除外国所得税相当額その他の事項を通知しなければならないこととされました。</p>	<p>復興財確法28③</p> <p>措法9の3の2①③、措令4の6の2③⑩～⑬</p> <p>措法9の3の2⑥⑦、措令4の6の2⑰⑱</p> <p>措令4の6の2⑳㉑</p>	
<p>10 青色申告特別控除</p> <p>取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げ一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録してい</p>	<p>措法25の2③④</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どお</p>

<p>る者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。</p> <p>(1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。</p> <p>(2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。</p>		<p>りです（平30改正法附則70①）。</p>
<p>11 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例</p> <p>必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられました。</p>	<p>措法27、措令18の2②</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです（平30改正法附則72）。</p>
<p>12 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例に係る年末調整手続等</p> <p>(1) 住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除申告書の提出に代えて、税務署長の承認を受けている給与等の支払者に対し、その住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>(2) 居住日の属する年分（令和元年から令和3年までの各年分に限る。以下「居住年分」という。）又はその居住年分の翌年以後のいずれかの年分の所得税につき住宅ローン税額控除の適用を受けた個人は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住</p>	<p>措法41の2の2④</p> <p>措法41の2の2⑨、41の3の2⑩</p>	<p>令和2年10月1日以後に提出する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除申告書について適用されます（平30改正法附則78）。</p>

令和2年1月以後適用項目（国税）
平成30年度及び令和元年度改正における

<p>宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>(3) 住宅借入金等に係る債権者は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の書面による交付に代えて、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人の承諾を得て、その住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。</p> <p>(4) 住宅ローン税額控除の適用を受ける際に、確定申告書又は住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に添付すべきこととされている住宅借入金等を有する場合の所得税額特別控除証明書又は住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の範囲に、これらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等の情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面（電磁的記録印刷書面）が追加されました。</p>	<p>措令26の3③</p> <p>措規18の21⑨ ⑳㉒、18の23 ②、18の23の 2①</p>	<p>令和2年10月1日以後に交付する住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書について適用されます（平30改正措令附則17）。</p> <p>令和2年10月1日以後に令和2年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合及び同日以後に提出する住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書について適用され、同日前に確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合並びに同日前に提出した住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書については従前どおりです（平30改正措規附則18～20）。</p>
<p>13 所得金額調整控除</p> <p>(1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円</p>	<p>措法41の3の 3①⑤</p>	<p>(1)と(2)の制度は、令和2年分以後の所得税について適用されます（平30改正法附則79）</p>

<p>を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除することとされました。</p> <p>(2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました。</p> <p>(3) 上記(1)の所得金額調整控除は、年末調整において適用できることとされました。</p> <p>(4) 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記(2)の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除することとされました。</p>	<p>措法41の3の3②⑤</p> <p>措法41の3の4①、措規18の23の3①</p> <p>措法41の3の3⑥</p>	<p>令和2年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます(平30改正法附則80)。</p> <p>令和2年分以後の所得税について適用されません(平30改正法附則79)。</p>
<p>14 公的年金等控除の最低控除額等の特例</p> <p>公的年金等控除の最低控除額等の特例について、公的年金等控除の見直しに伴い、65歳以上の者に係る公的年金等控除の最低控除額が引き下げられました。</p>	<p>措法41の15の3①</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです(平30改正法附則81①)。</p>

項目及び改正内容	関係条項	適用関係
<p>〈令和元年度改正 令和2年1月1日以後適用分〉</p>		
<p>1 配偶者特別控除及び源泉徴収の際の配偶者に係る控除</p> <p>(1) 居住者の配偶者が、「給与所得者の扶養控除等申告書」等に記載された源泉控除対象配偶者がある者として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合（その配偶者が、その年分の所得税につき年末調整の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）には、</p>	<p>所法83の2②</p>	<p>令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については従前どおりです(令元改正法附則5)。</p>

【法人税及び地方法人税関係】

項目及び改正内容	関係条項	適用関係
〈平成30年度改正 令和2年1月1日以後適用分〉		
<p>1 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設その他税務手続の電子化の推進</p> <p>(1) 申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設</p> <p>① 制度の概要 特定法人である内国法人は、各事業年度の所得に対する法人税の申告については、中間申告書若しくは確定申告書（確定申告書に係る期限後申告書を含む。）又はこれらの申告書に係る修正申告書及び添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を、電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより、行わなければならないこととされました。</p> <p>② 電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例 特定法人である内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面による納税申告書の提出をすることができると認められる場合において、書面により納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その税務署長が指定する期間内に行う法人税の申告については、書面により行うことができるとされました。</p> <p>③ 連結納税制度の場合 連結納税制度の場合についても、上記①及び②と同様の改正が行われました。 なお、特定法人の判定は連結親法人で行うこととされました。</p> <p>④ 地方法人税 内国法人が提出する地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書（地方法人税確定申告書に係る期限後申告書を含む。）又はこれらの申告書に係る修</p>	<p>法法75の4</p> <p>法法75の5</p> <p>法法81の24の2、81の24の3</p> <p>地法法19の3、19の4</p>	<p>令和2年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用されます（平30改正法附則31、36、42①）。連結納税制度の場合についても同様です（平30改正法規附則7）。地方法人税についても同様です（平30改正地法規附則②）。</p>

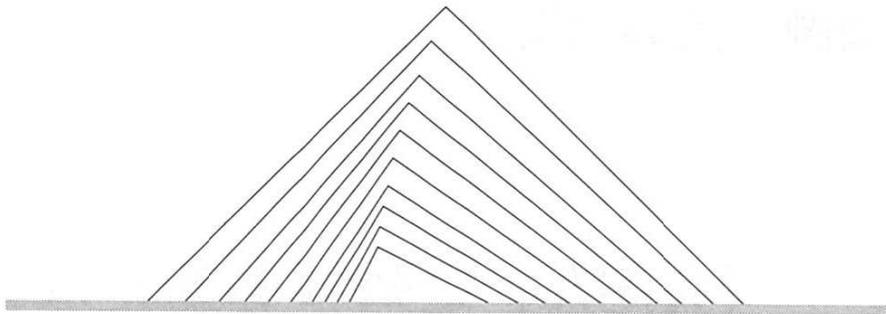
【国際課税関係】

項目及び改正内容	関係条項	適用関係
<p>〈平成30年度改正 令和2年1月1日以後適用分〉</p>		
<p>1 集団投資信託の収益の分配等に係る二重課税調整の改正</p> <p>(1) 受託者が外国法人である場合</p> <p>① 集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者が確定申告書に記載するその収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除外国所得税の額（その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された外国所得税の額に、その収益の分配の額の総額のうちにその者が支払を受けた収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額）を控除することとされました。</p> <p>② 集団投資信託を引き受けた外国法人は、その集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対して通知外国所得税の額その他の事項を通知しなければならないこととされました。</p> <p>③ 集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除する外国源泉所得税の額は、その収益の分配に係る源泉徴収所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産割合を乗じて計算した金額を限度とすることとされました。</p> <p>④ 受益権投資目的証券投資信託について、その設定に係る受益権の募集を一定の公募により行われたものとする要件が撤廃されました。</p> <p>(2) 分配時調整外国税相当額の控除制度の創設</p> <p>① 所得税関係</p> <p>イ 所得税における分配時調整外国税相当額の控除</p> <p>(イ) 居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税相当額（その収益の分配に係る外国所得税の額でその収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除された金額のうちその支払を受ける収益の分</p>	<p>所令306の2 ②</p> <p>所令306の2 ④⑥</p> <p>所令306の2 ②</p> <p>所令306の2 ①</p> <p>所法93①</p>	<p>令和2年1月1日以後に支払われる収益の分配について適用され、同日前に支払われた収益の分配については、従前どおりです（平30改正所令附則19）。</p> <p>令和2年1月1日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額について適用されます（平30改正法附則9、13）。</p>

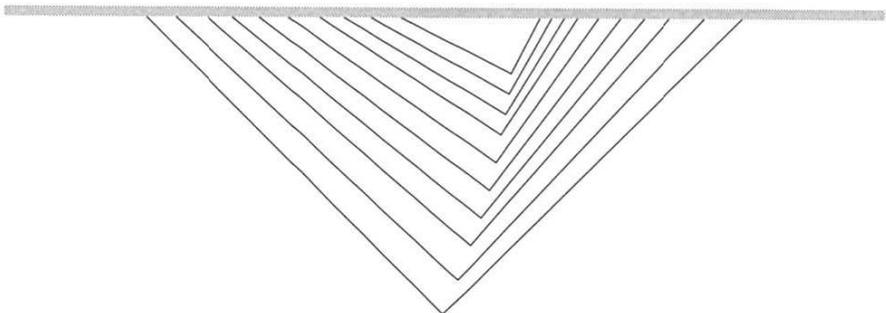
令和2年1月1日以後適用項目「国際」
平成30年度及び令和元年度改正における

【相続税関係】

項目及び改正内容	関係条項	適用関係
〈令和元年度改正 令和2年1月1日以後適用分〉		
<p>1 民法（相続関係）の改正に伴う措置 配偶者居住権について、次のとおりとされました。</p> <p>① 配偶者居住権等の評価が法定されました。</p> <p>イ 配偶者居住権 建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</p> <p>ロ 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）の所有権 建物の時価－配偶者居住権の価額</p> <p>ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利 土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率</p> <p>ニ 居住建物の敷地の所有権等 土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額</p> <p>（注1） 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。</p> <p>（注2） 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。</p> <p>（注3） 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。</p> <p>イ 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数</p>	<p>相法23の2、 相令5の8、 19、相規12の 2～12の4</p>	<p>令和2年4月1日以後に適用されます（令元改正法附則1七ロ）。</p>



所得稅關係



金融・証券税制

「NISA」に対する新たな措置と 「つみたてNISA」の延長

1 改正前の制度の概要

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（「一般NISA」及び「つみたてNISA」）の概要は、次表のとおりです（措法9の8、37の14）。

なお、「NISA」と「つみたてNISA」は、年分ごとにいずれかを選択することができます。

<NISA・つみたてNISAの概要>

区分	NISA	つみたてNISA
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益	
開設者	口座開設の年の1月1日において20歳以上（注1）の居住者等	
口座開設可能期間	平成26年1月1日 ～令和5年12月31日	平成30年1月1日 ～令和19年12月31日
金融商品取引業者等の変更	1 非課税管理勘定（各年分）ごとに変更可	1 累積投資勘定（各年分）ごとに変更可

非課税投資額	各年120万円を上限	各年40万円を上限
投資方法	制限なし	非課税累積投資契約に基づき、あらかじめ定めた銘柄に定期的かつ継続して投資
非課税期間	最長5年間、途中売却可 (注2)	最長20年間、途中売却可 (注2)
非課税投資総額	最大600万円 (120万円× 5年)	最大800万円 (40万円× 5年)
少額上場株式等の 範囲	上場株式・上場投資信託 (ETF)・公募株式投資 信託など	上場投資信託 (ETF)・ 公募株式投資信託 (注 3)
払出制限	制限なし	

(注)1 令和5年1月1日以後に口座を開設する場合は、18歳以上となる。

2 売却部分の非課税枠は、再利用できない。

3 つみたてNISAの投資対象商品は、一定の要件を満たしたものに限られる。

2 改正の内容

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（「一般NISA」及び「つみたてNISA」）は、経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間が延長されます。

一般NISA（非課税期間5年間）については、より多くの国民に積立・分散投資による安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行

っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直されたうえで、口座開設可能期間が5年延長されます。投資対象商品については、1階部分をつみたてNISAと同様とし、2階部分は現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など安定的な資産形成に不向きな一部の商品が除かれます。

また、つみたてNISA（非課税期間20年間）については5年延長されます。

講じられる措置は、次のとおりです。

(1) つみたてNISAの延長

非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間が、令和24年12月31日まで5年延長されます（新措法37の14⑤一口）。

(2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設

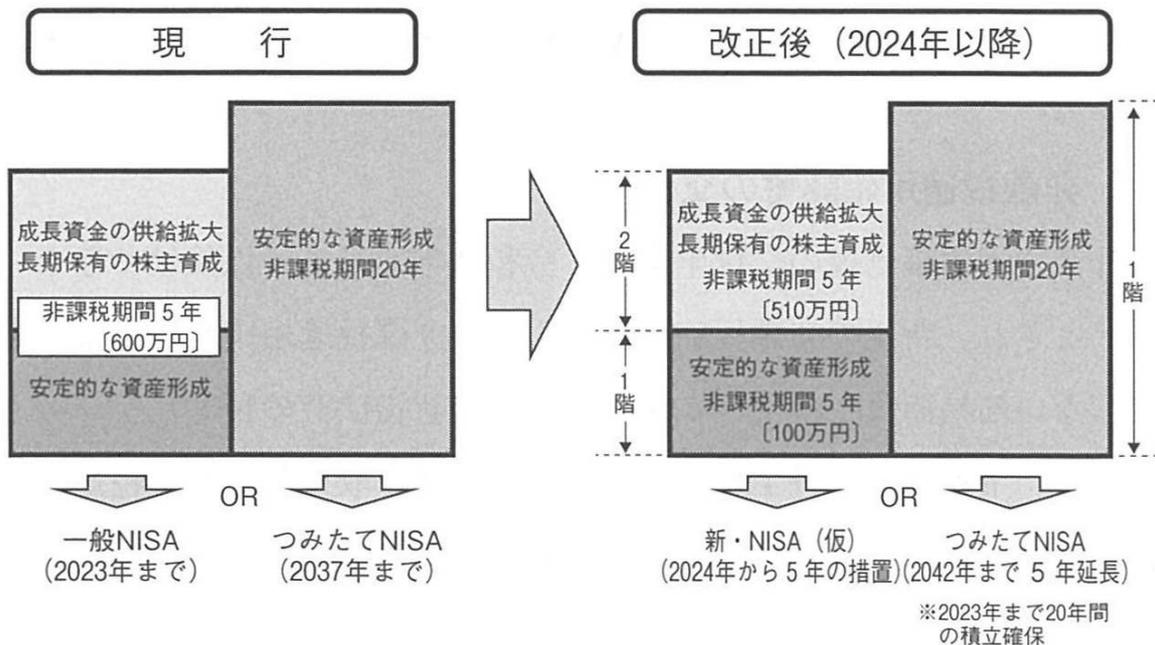
現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置（一般NISA）の勘定設定期間の終了にあわせ、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置が次のように創設され、現行の非課税累積投資契約に係る非課税措置（一般NISA）と選択して適用できることとされます。

イ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益

- ① 金融商品取引業者等変更届出書
- ② 非課税口座廃止届出書
- ③ 勘定の変更等に係る非課税口座異動届出書
- ④ 非課税口座移管依頼書
- ⑤ 非課税口座開設者死亡届出書

NISA改正のイメージ

- 2階建ての新・NISAを創設、1階はつみたてNISA類似（非課税期間は5年間）、2階部分は一般NISA類似
- 原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行えるように
⇒より多くの国民が積立分散投資を経験
(例外として、上場株式のみへの投資の場合は1階部分への投資なしに2階部分で投資可能)



(財務省資料より)

ジュニア NISA に対する措置

1 改正前の制度の概要

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア NISA）の概要は、次表のとおりです（措法 9 の 9、37 の 14 の 2）。

<ジュニア NISA の概要>

区 分	ジュニア NISA
非課税対象	未成年者口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者	口座開設の年の1月1日において20歳未満（注1）又はその年に出生した居住者等
口座開設可能期間	平成28年4月1日～令和5年12月31日
金融商品取引業者等の変更	変更不可（1人につき1口座のみ）
非課税投資額	各年80万円を上限
投資方法	制限なし
非課税期間	最長5年間、途中売却可（注2）
非課税投資総額	最大400万円（80万円×5年）
少額上場株式等の範囲	上場株式・上場投資信託（ETF）・公募株式投資信託など
払出制限	制限あり（注3）

- (注)1 令和5年1月1日以後に口座を開設する場合は、18歳未満となる。
- 2 売却部分の非課税枠は、再利用できない。
- 3 その年の3月31日において18歳である年（基準年）の前年12月31日までは、原則として上場株式等及び譲渡代金・配当等の払出しはできない。

2 改正の内容

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）については、利用実績が乏しいこともあり、次の措置が講じられます。

(1) 未成年者口座開設可能期間の終了

- イ 未成年者口座開設可能期間（令和5年12月31日まで）は延長せずに終了することとされます。
- ロ 令和6年1月1日以後に、未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等又は預貯金等をこれらの口座から払い出した場合には、その払出しによる未成年者口座の廃止の際、その未成年者口座内の上場株式等の譲渡があったものとして、本非課税措置を適用し、居住者等はその払出し時の金額をもってその上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとみなされます。この場合において、その未成年者口座の廃止までの間のその未成年者口座内の上場株式等の譲渡等及びその間に支払を受けるべき未成年者口座内の上場株式等の配当等については、源泉徴収を行わないこととされます（新措法37の14の2④三）。

先物取引に係る雑所得等の課税の特例 等の対象範囲の整備

1 改正前の制度の概要

(1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、一定の先物取引の差金等決済をした場合には、その先物取引に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下、この合計額を「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）については、他の所得と区分して、所得税15%（他に個人住民税5%）の税率による申告分離課税となります（措法41の14①）。

なお、平成25年から令和19年までの各年分においては、所得税と復興特別所得税（原則として、その年分の基準所得税額の2.1%）を併せて申告・納付することとされています。

(2) 適用対象となる先物取引の差金等決済の範囲

先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用対象となる先物取引の差金等決済の範囲は、次のとおりとされています（措法41の14①一～三）。

- イ 商品先物取引の決済（その商品先物取引による商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

(3) 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の取扱い

先物取引に係る雑所得等の金額の計算上、損失が生じたときは、他の先物取引に係る雑所得等の金額との通算はできますが、通算しきれない損失は、生じなかったものとみなされます（措法41の14①）。

ただし、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一定の要件の下で、翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、控除することができます（措法41の15①）。

2 改正の内容

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「資金決済法等改正法」という。）の施行に伴い、次の措置が講じられます。

(1) 暗号資産デリバティブ取引の除外

先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象から、暗号資産デリバティブ取引の差金等決済に係る雑所得等が除外されます（新措法41の14①二）。

(2) 先物取引に関する支払調書制度等

先物取引に関する支払調書制度等について、次の措置が講じられます。

先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の対象範囲の整備（案）

【現行】

- 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等（申告分離課税及び損失の繰越控除）の適用対象となる金融デリバティブ取引は、金融商品取引法上の市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引のうち一定のもの（先物取引、オプション取引等）とされている。
- 現行制度において、「暗号資産デリバティブ取引」は金融商品取引法上のデリバティブ取引ではないため、本特例の対象となる金融デリバティブ取引には該当しないが、先般の通常国会における金融商品取引法の改正により「暗号資産」が金融商品として位置づけられることに伴い、仮に現行税法をそのまま適用すれば「暗号資産デリバティブ取引」が本特例の対象となる。

【見直し案】

- 本特例の適用対象となる金融デリバティブ取引の範囲について、金融商品取引法の改正後も引き続き、改正前と同様の対象範囲とするための所要の整備を行う。
- (注) 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度の適用対象となる店頭デリバティブ取引の範囲についても、上記と同様とする。

【現行】

金融デリバティブ取引の種類		差金等決済に係る所得	損失の繰越控除
金融商品取引法上の デリバティブ取引	市場 デリ ブレ	先物取引、オプション取引等 申告分離課税：20% (所：15%、住：5%)	可
		スワップ取引等 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
	店頭 デリ ブレ	先物取引、オプション取引等 申告分離課税：20% (所：15%、住：5%)	可
		スワップ取引等 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
		外国市場デリバティブ取引 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
暗号資産デリバティブ取引		総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可

金融商品取引法の改正

【見直し案】

金融デリバティブ取引の種類		差金等決済に係る所得	損失の繰越控除
金融商品取引法上の デリバティブ取引	市場 デリ ブレ	先物取引、オプション取引等 申告分離課税：20% (所：15%、住：5%)	可
		暗号資産デリバティブ取引 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
		スワップ取引等 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
	店頭 デリ ブレ	先物取引、オプション取引等 申告分離課税：20% (所：15%、住：5%)	可
		暗号資産デリバティブ取引 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
		スワップ取引等 総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可
外国市場デリバティブ取引		総合課税 所：5%～45%、住：10%	不可

(自民党税制調査会資料より)

土地・住宅税制

低未利用土地等を譲渡した場合の 長期譲渡所得の特別控除（創設）

1 新制度の内容

- (1) 個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利（以下「低未利用土地等」という。）であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（注1）を令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間にした場合（注2）には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することができます（新措法35の3）。

(注1) その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものは除かれる。

2 譲渡後の低未利用土地等の利用についての市区町村の長の確認がされた場合に限られる。

- (2) 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆され

た土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年において上記(1)の適用を受けている場合には、その低未利用土地等については上記(1)の適用はできません。

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための土地の譲渡所得の特別控除（案）

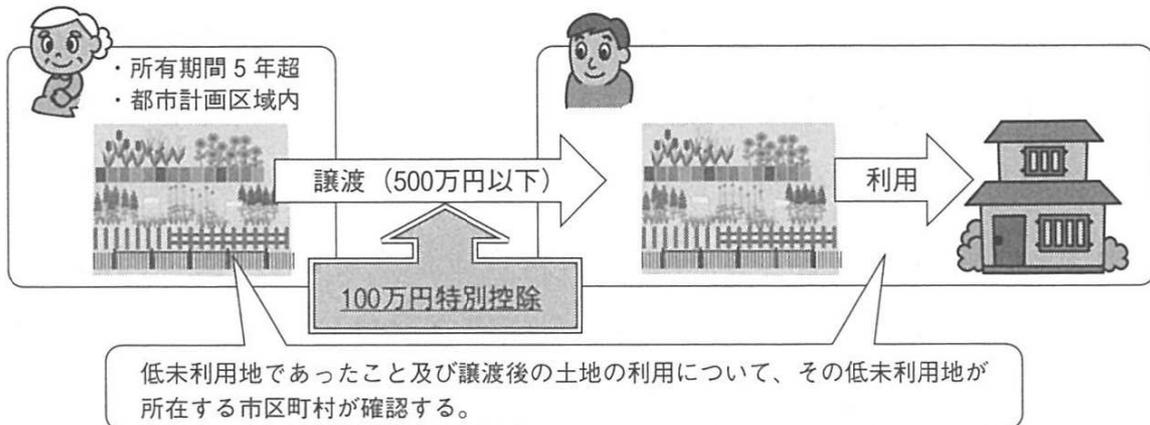
○ 低未利用地(注)の譲渡（親族間譲渡は除く。）をした場合には、低未利用地の譲渡益から100万円を控除をすることができることとする。

[主な要件]

- ① 譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ② 所有期間が5年を超えること
- ③ その低未利用地が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村による確認が行われたこと

(注) 低未利用地：居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に対し著しく劣っていると認められる土地

○ 適用期限：令和2年7月1日（予定）～令和4年12月31日



（財務省資料より）

2 適用時期

令和2年7月1日からの譲渡に適用されます（新措法35の3①）。

配偶者居住権及び配偶者敷地利用権の 消滅と取得費の計算（創設）

1 新制度の内容

配偶者居住権及び配偶者敷地利用権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権等」という。）について、次の措置が講じられます（新所法60②③、政令改正）。

- (1) 配偶者居住権又は配偶者敷地利用権が消滅等をし、その消滅等の対価として支払を受ける金額に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、配偶者居住権の目的となっている建物又はその建物の敷地の用に供される土地等（以下「居住建物等」という。）についてその被相続人に係る居住建物等の取得費に配偶者居住権等割合を乗じて計算した金額から、その配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額を控除した金額とされます。

(注)1 上記の居住建物等のうち建物の取得費については、その取得の日からその設定の日までの期間に係る減価の額が控除される。

2 上記の「配偶者居住権等割合」とは、その配偶者居住権の設定の時における配偶者居住権又は配偶者敷地利用権の価額に相当する金額の居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいう。

- (2) 相続等により居住建物等を取得した者が、配偶者居住権及び配偶

特定の事業用資産の買換えの場合等の 譲渡所得の課税の特例

1 改正前の制度の概要

個人が事業の用に供している特定の地域内にある土地建物等を譲渡し、一定期間内に特定地域内にある土地等の特定の資産を取得した場合で、その取得の日から1年以内を買換資産を事業の用に供したときには、買換えの特例の適用を受けることができます（措法37、37の4）。

なお、この特例において租税特別措置法第37条第1項の第1号から6号及び第8号の買換えは令和2年12月31日まで、第7号については令和2年3月31日までの適用とされています。

2 改正の内容

下記の見直しを行った上、その適用期限が3年（過疎地域の外から内への買換え及び(3)に係る買換えについては、令和3年3月31日まで）延長されます（新措法37～37の4）。

- (1) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産が次の区域内にある資産に該当し、かつ、買換資産が航空機騒音障害区域以外の地域内にある資産に該当する場合の課税の繰延べ割合が70%（現行：80%）に引き下げられます。

- イ 令和2年4月1日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域
 - ロ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の第二種区域
- (2) 都市再生特別措置法に規定する都市機能誘導区域の外から内への買換えが適用対象から除外されます。
- (3) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づき危険密集市街地内で行われる土地等の買換えについて、次の見直しが行われます。
- イ 建築基準法の改正に伴い、同法の耐火建築物又は準耐火建築物を建築するために譲渡をされるものであることとする譲渡資産に係る要件における耐火建築物又は準耐火建築物の範囲に耐火建築物又は準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する建築物が加えられます。
 - ロ 対象となる危険密集市街地について、その区域の不燃領域率が40%未満である区域に限定されます。

3 適用時期

上記の改正は、令和2年4月1日以後の譲渡について適用する（改正法附則1、63⑨⑩）。

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

1 改正前の制度の概要

個人が、平成5年4月1日から令和元年12月31日までの間に、自己の居住用財産を譲渡した場合、下記の要件を満たすときは、3,000万円の特別控除等との選択により、取得価額の引継ぎによる課税の繰延べが認められています（措法36の2①③、措令24の2③）。

【譲渡資産の要件】

- ① 譲渡の年の1月1日における所有期間が10年超の国内にある居住用財産であること。
- ② 譲渡者の居住の用に供している期間が10年以上の居住用財産であること。
- ③ 平成5年4月1日から令和元年12月31日までの間に行われる譲渡であること。
- ④ 譲渡資産の譲渡対価の額（その年以前3年以内又はその翌年若しくは翌々年に、譲渡資産と一体利用していた家屋又は土地等の譲渡がある場合はそれらの譲渡対価の額との合計額）が1億円以下であること。

【買換資産の要件】

- ① 居住用部分の床面積が50㎡以上である個人の居住の用に供する家屋(注)

(注) (i) 建築後使用されたことのある耐火建築物の場合には、その取得の日以前25年以内に建築されたもの又は建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に関する安全性に係る基準に適合することが証明されたものに限られます。

(ii) 建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のもの(以下「非耐火既存住宅」という。)である場合は、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること又は地震に対する安全性に係る規定若しくはこれに準ずる基準に適合することのいずれかを満たすことが必要です。

- ② ①に掲げる家屋の敷地の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利(その面積が500㎡以下であるもの)で国内にあるもの
- ③ 譲渡の日の属する年の前年1月1日からその譲渡の日の属する年の12月31日まで又は譲渡の年の翌年中に取得すること。
- ④ 買換資産を一定の期限までに自己の居住の用に供すること。

2 改正の内容

適用期間が2年延長(令和3年12月31日まで)されます(新措法36の2①)。

居住用財産の買換え等の場合の 譲渡損失の繰越控除等

1 改正前の制度の概要

個人が、平成10年1月1日から令和元年12月31日までの間に行われる譲渡について生じた一定の居住用財産の譲渡損失の金額については、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得と損益通算が認められるとともに、通算後譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下でその通算後譲渡損失の金額についてその譲渡の年の翌年以後3年以内の各年分の総所得金額等からの繰越控除が認められます。なお、本特例は買換えを行い買換え資産に係る住宅借入金等を有することが要件となっています（措法41の5）。

【譲渡資産及び買換え資産の主な要件】

（譲渡資産）

- ① 譲渡の年の1月1日における所有期間が5年超の国内にある居住用の家屋及びその敷地であること。（注）

（注） その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものを含む。

- ② 親族等に対する譲渡でないこと。

- ③ 譲渡をした年の前年若しくは前々年に居住用財産の譲渡に係る特例（措法31の3、35①(注)、36の2、36の5）の適用を受けていないこと。同様に、譲渡の年の前年以前3年以内に特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の5の2①）の適用を受けていないこと。

(注) 租税特別措置法第35条第3項の規定を適用する場合を除く。

(買換資産)

- ① 1棟の家屋の床面積の内その個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- ② 1棟の家屋のうちその構造上区分された数個の部分を独立して居住その他の用途に供することができるものにつきその各部分（独立部分）を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する床面積が50㎡以上であるもの
- ③ 譲渡の日の属する年の前年1月1日からその譲渡の日の属する年の12月31日まで又は譲渡の年の翌年中に取得をし、かつ、その取得の日からその取得の日の属する年の翌年12月31日までの間にその個人の居住の用に供すること、又は供する見込みであること。

特定居住用財産の譲渡損失の 繰越控除等

1 改正前の制度の概要

個人が平成16年1月1日から令和元年12月31日までの間に、その有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち居住の用に供しているものの譲渡をした場合（注1）において、その譲渡の日の属する年に特定居住用財産の譲渡損失の金額があるときは、その特定居住用財産の譲渡損失の金額のうち一定額の損益通算及び繰越控除が認められます（措法41の5の2）。

ただし、その年の前年以前3年以内における資産の譲渡につき居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の5①）の適用を受けている場合を除きます。

なお、損益通算後譲渡損失の金額がある場合には、その通算後譲渡損失の金額についてその譲渡の年の翌年以後3年以内の各年分（注2）の総所得金額から控除することができます（措法41の5の2④⑦）。

(注1) その譲渡に係る契約を締結した日の前日においてその譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額を有する場合に限る。

2 合計所得金額が3,000万円以下である年分に限る。

居住用財産の譲渡特例の適用と 住宅借入金等特別控除の見直し

1 改正前の制度の概要

居住用財産の譲渡特例については、居住用財産について居住の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の年末までの譲渡について適用が可能となっています。

一方、住宅取得等特別控除（住宅ローン控除）の適用については、居住年を含めた前2年間について居住財産の譲渡の特例の適用を受けている場合には、適用がないこととされています。

そのため、新住居の取得について住宅取得等特別控除の適用を受けた3年後に旧住居を譲渡した場合、居住用財産の譲渡特例、住宅取得等特別控除どちらも適用可能です（措法41、41の3）。

2 改正の内容

住宅の取得等をした家屋（以下「新規住宅」という。）をその居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年から3年目に該当する年中に新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡（以下「従前住宅等の譲渡」という。）をした場合において、その者が従前住宅等の譲渡につき次に掲げる特例の適用を受

けるときは、新規住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととなります（新措法41、41の3）。

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

居住用財産の譲渡特例を適用した場合における住宅ローン控除の見直し（案）

【現行制度の概要】

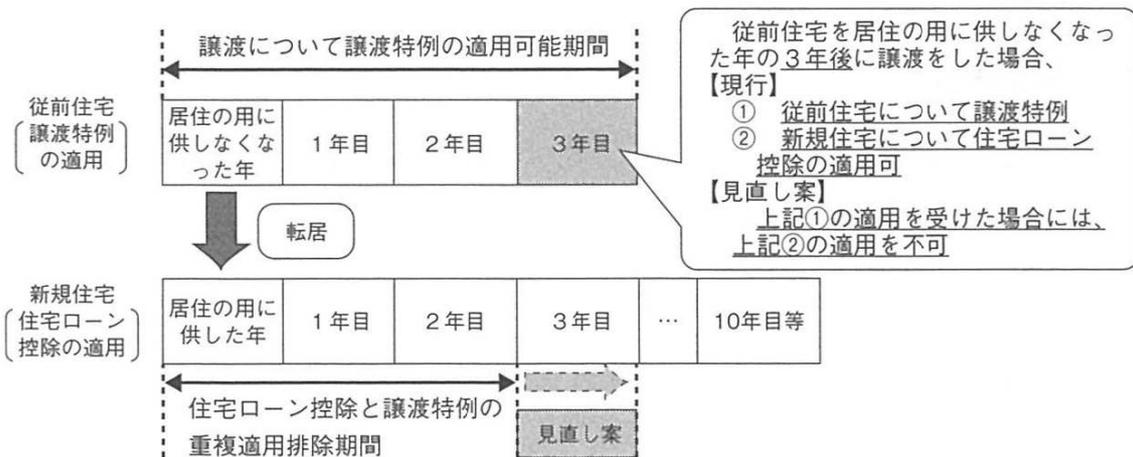
- 居住用財産の譲渡特例については、居住用財産について居住の用に供しなくなった日から3年経過日の属する年の年末までの譲渡について適用が可能となっている。
- 一方、住宅ローン控除の適用については、居住年を含めた前後2年間について居住用財産の譲渡特例の適用を受けている場合には、適用ができないこととされている。

（会計検査院の平成30年度決算検査報告における指摘）

新住居の取得に住宅ローン控除特例の適用を受けた3年後に、旧住居を譲渡して譲渡特例の適用を併用して受けていて、住宅ローン控除特例及び譲渡特例等の併用を制限している制度の趣旨に鑑みると、必ずしも必要最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた。

【見直し案】

新規住宅の居住年から3年後に従前住宅を譲渡した場合において、その譲渡について譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅ローン控除の適用ができないこととする。
 （注）措法41の19の4（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）の適用についても同様とする。



（注）1 現行制度上、従前住宅を居住の用に供しなくなった年の2年後までに譲渡をした場合には、従前住宅について譲渡特例・住宅ローン控除の重複適用が不可とされている。

2 令和2年4月1日以後に従前住宅の譲渡をした場合について適用。

（自民党税制調査会資料より）

3 適用時期

上記の改正は、令和2年4月1日以後に従前住宅等の譲渡をする場合について適用されます（改正法附則71）。

所得控除制度

未婚のひとり親に対する税制上の措置 (創設) 及び寡婦(寡夫)控除の見直し

1 改正前の制度の概要

(1) 寡婦控除

納税者自身が「一般の寡婦」であるときは、27万円の寡婦控除を適用できるとされています(所法81)。

この場合の「一般の寡婦」とは、原則としてその年の12月31日の現況で、次のいずれかに該当する者をいいます(所法2①三十、所令11)。

イ 夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない者、又は夫の生死の明らかでない一定の者で、扶養親族又は生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下(令和2年分以後は48万円以下)で他の者の同一生計配偶者や扶養親族となっていない者)を有するもの

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者、又は夫の生死が明らかでない一定の者で、合計所得金額が500万円以下であるもの

上記イ及びロの「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。

また、上記の「一般の寡婦」に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるものは、「特別の寡婦」として35万円の寡婦控除を適用できることとされています(措法41の17①)。

(2) 寡夫控除

納税者自身が「寡夫」であるときは、27万円の寡夫控除を適用できることとされています(所法81)。

この場合の「寡夫」とは、原則としてその年の12月31日の現況で、妻と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない者、又は妻の生死の明らかでない一定の者で、生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下(令和2年分以後は48万円以下)で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者)を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であるものをいいます(所法2①三十一、所令11の2)。

(3) 未婚のひとり親に係る措置

上記の寡婦及び寡夫は、いずれも婚姻届を提出した夫婦であったことが前提であり、未婚のひとり親について寡婦(寡夫)控除は適用できないこととされています。

<寡婦（寡夫）控除制度（現行）>

区分	寡婦控除		寡夫控除
状況	離婚	死別・生死不明	離婚・死別・生死不明
係属保有要件	扶養親族又は総所得金額等38万円(注)以下の生計を一にする子あり	同左	総所得金額等38万円(注)以下の生計を一にする子あり
所得要件	-		合計所得金額500万円以下
控除額	27万円（特例…扶養親族ある子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の者は35万円）		27万円

(注) 令和2年分以後は48万円

なお、総所得金額等とは、純損失、雑損失などの繰越控除後の所得金額の合計額をいい、合計所得金額とはその年分の所得金額の合計額をいう。

2 改正等の内容

(1) ひとり親控除（創設）

次のとおり、未婚のひとり親に対する税制上の措置として、ひとり親控除が創設されます。

イ 居住者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち次に掲げる要件を満たすものをいう。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除することとされます（新所法2①三十一、

81、政省令改正)。

(イ) その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有すること。

(ロ) 合計所得金額が500万円以下であること。

(ハ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

ロ 上記イのひとり親控除については、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされます（新所法第四編第二章第一節及び別表第二から第四まで並びに新所法203の3（いずれも寡婦及びひとり親に係る部分に限る。))。

ハ その他所要の措置が講じられます。

(2) 寡婦控除の見直し

寡婦の要件等について、次のとおり見直しを行った上で、現行の寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されます（新所法80）。

イ 寡婦の要件について

寡婦とは、次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいいます（新所法2①三十、政省令改正）。

(イ) 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- ① 扶養親族を有すること。
- ② 合計所得金額が500万円以下であること。
- ③ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

a その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

b その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(ロ) 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、前記(イ)②及び③に掲げる要件を満たすもの

ロ 寡婦控除の特例について

寡婦控除の特例（措法41の17）は廃止されます。

ハ その他所要の措置が講じられます。

<改正(案)によるひとり親控除及び寡婦控除制度(令和2年分以後)>

区分	ひとり親控除	寡婦控除	
状況	現に婚姻をしていない者・ 配偶者が生死不明の者	夫と離婚した後 婚姻をしていない者	夫と死別した後 婚姻をしていない者・夫が生死 不明の者
住民票	夫(未届)・妻(未届)の記載なし		
係属保有要件	総所得金額等48万円以下の生計を一にする子あり	子以外の扶養親族あり	-
所得要件	合計所得金額500万円以下		
控除額	35万円	27万円	

3 適用時期

(1) 上記2(1)イの制度は、令和2年分以後の所得税について適用されます(改正法附則2)。

(2) 上記2(1)ロの制度は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます(改正法附則8①、9①)。

なお、給与所得者については、令和2年分の年末調整において適用できることとされるほか、所要の経過措置が講じられます(改正法附則8②～⑦)。

(3) 上記2(2)の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されません(改正法附則2、54)。

なお、施行日(令和2年4月1日。以下同じ。)前に死亡した者、施行日前に令和2年分の所得税につき確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき決定を受けた者(これらの者のうち改

国外扶養親族に係る扶養控除等の見直し

1 改正前の制度の概要

(1) 扶養控除

居住者が、「控除対象扶養親族」を有する場合には、扶養親族の年齢、同居の有無等に応じて一定の金額（38万円～63万円）の扶養控除を適用することができます（所法84①、措法41の16）。

「控除対象扶養親族」とは、次に掲げる「扶養親族」に該当する者のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者をいいます（所法2①三十四の二）。

「扶養親族」とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時）の現況で、次の要件のすべてに該当する者をいいます（所法2①三十四）。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人であること。
- ② 居住者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下（令和2年分以降は48万円以下）であること。
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支

に限る。)

ロ 送金関係書類

その年における次の①又は②の書類（外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要）で、その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその納税者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその納税者から受領したことを明らかにする書類

2 改正の内容

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、次の措置が講じられます。

(1) 非居住者である親族に係る扶養控除の対象

非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者が除外されます（新所法2①三十四の二ロ）。

- イ 留学により非居住者となった者
- ロ 障害者
- ハ その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(2) 扶養控除等の適用要件

年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、上記(1)イ又はハに該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする居住者は、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に、上記(1)イ又はハに該当する者であることを明らかにする書類を提出等し、又は提示しなければならないこととされます（新所法120③三、194④、195④、203の6③）。

なお、上記(1)イに該当する者であることを明らかにする書類は、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類とし、上記(1)ハに該当する者であることを明らかにする書類は、現行の送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類とされます（政省令改正）。

(3) その他

その他所要の措置が講じられます。

国外居住親族に係る扶養控除の見直し（案）

【現行制度の概要】

- 所得税の扶養控除については、16歳以上の生計を一にする親族（6親等内の血族・3親等内の姻族）等で、給与収入103万円以下（合計所得金額38万円以下）の者を有する場合、一人につき38万円を所得控除
- 国外居住親族については、非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

【平成31年度与党税制改正大綱】

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。

※ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）においても同様の記載。

【見直し案】
（国外居住親族に係る扶養控除の適用要件）

<p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>年齢16歳以上</u> ・ <u>ただし、30歳以上69歳以下の者であっても、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>留学ビザのコピーを提出した者</u>（※） (2) <u>障害者控除を受けている者</u> (3) <u>送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者</u> ・ <u>年齢以外の要件（親族の範囲等）については現行制度から変更なし</u> 	<p>【見直し案】</p> <p>年齢16歳以上29歳以下、70歳以上</p>
--	--

見直し案のイメージ

（注） 上記の見直しは、令和5年分以後の所得税について適用する。

（財務省資料より）

3 適用時期

上記2の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用されます（改正法附則1六、3、7①、8⑧、9③）。

医療費控除と寄附金控除の 添付書類の改正

1 改正の内容

医療費控除及び寄附金控除の適用を受ける場合の添付書類について、次の措置が講じられます。

(1) 医療費控除の添付書類

イ 現行の医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとされます（新所法120④二）。

(イ) 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含む。）

(ロ) 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの

(注)1 上記の改正により、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合においても、マイナポータル

により確定申告を行う場合においても、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、当該書類の添付等に代えることができること等とされます。

2 適用時期

上記1(1)及び(2)の改正は、いずれも令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます（改正法附則7②、改正政省令附則）。

租税特別措置等

国外中古建物の不動産所得に係る損益 通算等の特例（創設）

1 不動産所得の損益通算等に係る現行制度の概要

不動産所得の必要経費算入又は損失に係る損益通算を制限する規定には、次に掲げるものがあります。

(1) 土地等を取得するための借入金利子の特例

個人の平成4年分以後の各年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、当該損失の金額のうち当該負債の利子の額に相当する一定の金額は、損益通算その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなすこととされています（措法41の4①）。

(2) 特定組合員及び特定受益者の不動産所得に係る特例

特定組合員（組合契約を締結している組合員のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に

2 新制度の内容

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例が、次のとおり創設されます。

(1) 国外中古建物から生ずる不動産所得の損失の取扱い

イ 個人が、令和3年以後の各年において、下記ロの国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、下記ハの国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなすこととされます（新措法41の4の3①）。

ロ 上記の「国外中古建物」とは、個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を次の方法により算定しているものをいいます（新措法41の4の3②一、省令改正）。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産についてその法定耐用年数の20%に相当する年数を耐用年数とする方法
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産についてその資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の20%に相当する年数を加算した年数を耐用年数とする方法

③ その用に供した時以後の使用可能期間の年数を耐用年数とする方法（その耐用年数を国外中古建物の所在地国の法令における耐用年数としている旨を明らかにする書類その他のその使用可能期間の年数が適切であることを証する一定の書類の添付がある場合を除く。）

ハ 上記の「国外不動産所得の損失の金額」とは、その個人の不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額（その国外中古建物以外の国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）のうち、その国外中古建物の償却費の額に相当する部分の一定の金額をいいます（新措法41の4の3②二、政令改正）。

(2) 国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算

上記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記(1)によりなかったものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除することとされます（新措法41の4の3③）。

また、その他の所要の措置が講じられます。

国外中古不動産に係る不動産所得の課税の適正化（案）

【会計検査院の平成27年度決算検査報告における指摘】

国外に所在する中古等建物の貸付けに係る不動産所得の計算については、「簡便法により算定された耐用年数が建物の実際の使用期間に適合していないおそれがあると認められ・・・賃貸料収入を上回る減価償却費を計上することにより、・・・損益通算を行って所得税額が減少する」こととなっているとの指摘がなされている。

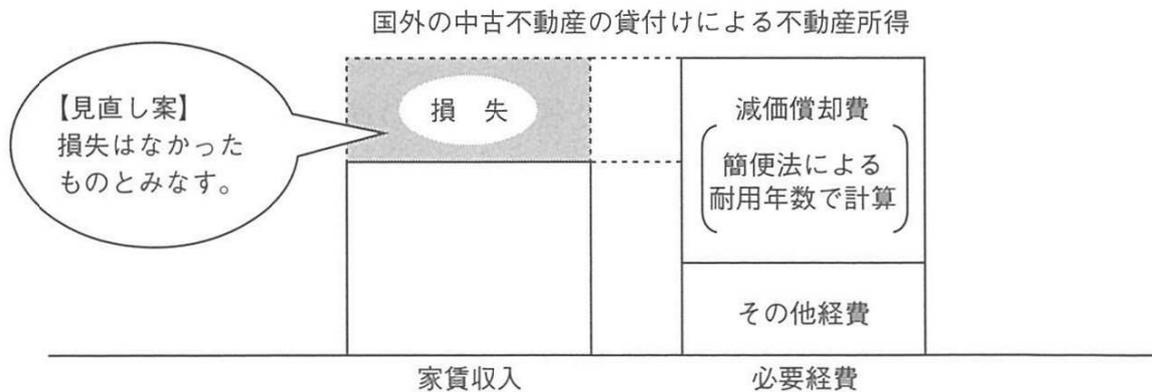
（注） 国外に所在する中古等建物の貸付けに係る不動産所得の計算について、簡便法により耐用年数を7年と算定し、5134万余円の減価償却費を計上。これにより発生した不動産所得の損失4405万余円を同年分の給与所得等と損益通算を行うなどして、同年分の所得税額を減少させている事例がある。

【見直し案】

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、耐用年数を簡便法（※）により計算した国外にある中古の建物の「減価償却費に相当する部分の損失」については、生じなかったものとみなし、損益通算等をできないこととする。

ただし、

- 見積法であってもその見積年数が適切であることを証する一定の書類の添付がない場合は、本見直し案の対象とする。（※）
- なかったものとみなされ、損益通算できなかった損失の金額については、適正化の対象となった国外中古不動産を譲渡した際の譲渡所得の計算の際、取得費から控除する減価償却分には含めないこととする。（その分、譲渡所得が小さくなる。）
- 国外における不動産所得同士での通算は引き続き可能とする。



（注） 令和3年分以後の所得税について適用

（自民党税制調査会資料より）

3 適用時期

上記2の制度は、令和3年分以後の所得税について適用されます（改正法附則1二八、新措法41の4の3①）。

公益社団法人等に寄附をした場合の 所得税額の特別控除制度

1 改正前の制度の概要

(1) 公益社団法人等に係る寄附金税額控除制度の概要

平成23年以後に個人が支払った特定寄附金のうち、次の①から④までに掲げる法人及び平成28年以後の⑤に掲げる法人等（以下「公益社団法人等」という。）に対するもので一定の要件を満たすものについては、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受ける場合を除き、申告要件により、次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度）について税額控除の適用を受けることができます（措法41の18の3①②）。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人
- ⑤ 国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生機構（いずれも学生等に対する修学支援のための事業に充てられることが確実である寄附金に限る。）

2 改正の内容

公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置が講じられます。

(1) 対象となる寄附金の範囲の拡大

特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構のうちいわゆるパブリック・サポート・テスト要件及び情報公開に関する要件を満たすものに対する寄附金であって、その寄附金が学生又は不安定な雇用状態である研究者に対する研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業（以下「研究等支援事業」という。）に充てられることが確実なものとして次に掲げる要件を満たすことを所管庁が確認したものが加えられます（新措法41の18の3①三、政令改正）。

イ 各法人が当該寄附金を研究等支援事業のための独立した基金（以下「研究等支援事業基金」という。）を設けて管理し、他の財源と区分して経理していること。

ロ 研究等支援事業基金からの使途が各法人の行う次に掲げる事業（学生又は一定の研究者を対象とするものに限る。）に限定されていること。

(イ) 学生又は一定の研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、当該学生又は一定の研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業

(ロ) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業

(ハ) 大学院に在学する学生又は一定の研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(注) 上記の「一定の研究者」とは、博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を退学した者のうち国立大学法人等に任期を定めて採用され、研究業務に従事している者で、学校教育法に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手に該当しない者その他これに準ずる者をいう。

ハ 各法人は事業年度終了後3月以内に研究等支援事業基金への受入額、研究等支援事業基金からの支出額等の明細書を監査を経た上で所管庁に提出すること。

(2) 適用対象となる学校法人等が閲覧対象とすべき書類

適用対象となる学校法人等が閲覧対象とすべき書類の範囲に、役員に対する報酬等の支給の基準その他一定の書類が加えられます（政令改正）。

(3) パブリック・サポート・テスト要件

いわゆるパブリック・サポート・テスト要件について、総収入金額及び受け入れた寄附金の額の総額から民間公益活動を促進するための

休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき事業を実施するために受け取った助成金の額が除外されます（政令改正）。

(4) その他

その他所要の措置が講じられます。

国立大学等における税額控除寄附対象事業に追加する 若手研究者育成・活躍促進事業（仮）の内容

対象者

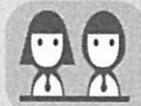
イノベーション創出の中核となりうる若手研究者やその候補者でありつつも、独立した研究者としてのフェーズには達しておらず、大学等の正式な構成員にはなれていない、ポスドク・大学院生等を対象とする。

■ポスドク



博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち、任期付で採用されている者で、大学で研究業務に従事している者であって、教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者をいう。

■大学院生等



対象事業

若手研究者の潜在能力を開花させるため、イノベティブな研究に挑戦する機会を与える事業や世界トップクラスの研究者を目指し、能力・資質を向上させるための機会を与える事業を対象とする。

◆研究独立(キャリアアップ)支援事業

- ① 優れた公募研究に係る研究費の助成
公募プロセスを経て選定されたポスドク・大学院生等による研究プロジェクトに対し、研究者として自立した研究が行えるよう研究費を助成する事業
- ② 研究成果の公表に要する費用の助成
研究活動の成果を発表するために必要な費用を助成する事業（例：論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費等）

◆“次代の研究人材”養成事業

- ③ 研究者の能力・資質向上のための事業
ポスドク又は大学院生のその専門とする分野における研究者としての能力や資質の向上を主たる目的として、国外や異分野の研究者との研究交流をはじめ、他の研究者や民間実務者との交流を促進する事業



（財務省資料より）

3 適用時期

上記2の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます
(改正法附則54、改正政令附則)。

その他の所得税制

雑所得を生ずべき業務に係る所得金額 の計算と確定申告

1 改正前の制度の概要

(1) 所得計算の通則

収入金額について所得税法では、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とされ（所法36①）、いわゆる実現主義が採用されています。

一方、必要経費について所得税法では、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業

務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とされ（所法37①）、いわゆる債務確定主義が採用されています。

ただし、事業所得、不動産所得を生ずべき業務を行う小規模事業者である青色申告者については、一定の届出をすることにより、現金主義（総収入金額及び必要経費に算入すべき金額について、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額）による所得計算が認められています（所法67）。しかし、雑所得を生ずべき業務については、現金主義による所得計算は認められていません。

(2) 記帳制度・記録保存制度

青色申告者については、一定の要件を備えた帳簿書類を備え付け、記録し、保存するよう定められています（所法148①）。また、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者等である白色申告者に対しても、記帳制度（帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を一定の簡易な方法により記録する。）及び記録保存制度（その年においてこれらの業務に関して作成した帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した一定の書類を保存する。）が設けられています（所法232）。

しかし、雑所得を生ずべき業務に係る所得について、これらの制度の適用はありません。

(3) 収支内訳書等の添付義務

青色申告者については、確定申告書に青色申告決算書を添付するよう定められています（所法149）。また、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う白色申告者についても、収支内訳書（総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類）の添付が必要とされています（所法120⑥）。

しかし、雑所得を生ずべき業務に係る所得について、この制度の適用はありません。

2 改正の内容

雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告について、次の見直しが行われます。

(1) 現金主義の適用

その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人は、その年分の当該業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を当該業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例（いわゆる「現金主義による所得計算の特例」）の適用ができることとされます（新所法67②）。

なお、この特例を受けるための手続については、政令で定められません（新所法67③）。

(2) 記録保存制度の適用

その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円を超える個人は、現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存しなければならないこととされます(新所法232②)。

なお、「現金預金取引等関係書類」とは、その業務に係る取引に関して相手方から受け取った書類及び自己の作成した書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものをいい、「起算日」とは、現金預金取引等関係書類の作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日をいいます(省令改正)。

(3) 収支内訳書の添付義務

その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円を超える個人が確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならないこととされます(新所法120⑥、省令改正)。

雑所得を生ずべき業務に係る適正な課税に関する所要の措置（案）

【見直し案】

- 雑所得を生ずべき業務を行う納税者の適正な課税の確保のため、雑所得の金額の計算や確定申告の手続きについて、次の見直しを行うこととする。
- ① 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である者を対象に、現金主義による所得計算を可能とする。
 - ② 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円超である者を対象に、その業務に係る現金預金取引等関係書類（預金通帳や領収証）を5年間保存しなければならないこととする。
 - ③ 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が1,000万円超である者は、その業務に係る収支内訳書を確定申告書に添付しなければならないこととする。
- ※ 上記の見直しは、令和4年分以後の所得税について適用する。

〈現金主義による所得計算の特例（現行）〉

不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行う青色申告者のうち小規模事業者に該当する者は、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額を、その業務につき、その年において収入した金額をもって総収入金額とし、その年において支出した費用の額をもって必要経費として計算することができる。

（注）小規模事業者の主な要件：その年の前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額が300万円以下であること

〈現金預金取引等関係書類〉

取引に関して、相手方から受け取った書類又は自ら作成した書類のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものをいう。

（注）事業所得者は、事業に関して作成し、又は受領したあらゆる書類（例：請求書、納品書、領収書等）の保存が義務付けられている。

〈収支内訳書〉

雑所得を生ずべき業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費について、各項目別にこれらの金額の内訳を記載した書類をいう。

（注）事業所得者等が確定申告書に添付を義務付けられている収支内訳書の内容と同様のものとする。

（自民党税制調査会資料より）

3 適用時期

上記2の改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます（改正法附則1四イ、5、7③、11）。

源泉徴収における推計課税の整備 (創設)

1 推計課税に係る現行制度の概要

税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これを行うことができることとされています（所法165）。

しかし、源泉徴収における推計課税の規定は整備されていません。

2 新制度の内容

源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得の金額等に係る支払及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）における推計課税について、次の措置が講じられます。

(1) 源泉徴収における推計課税規定

源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合において、税務署長がその源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収するときは、その給与等の支払に関する規定並びにその給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等をして、所得税を徴収することができることとされます（新所法221②一）。

(2) 各月の支払金額及び支払日の推計等が困難な場合

税務署長は、上記(1)によりその給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推計等をするのが困難である場合には、給与等の支払の日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができることとされます（新所法221③一、④）。

(3) 支払金額の総額及び支払人員の推計

税務署長は、上記(2)の場合には、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数の推計をして、所得税を徴収することができることとされます（新所法221⑤一）。

(4) 退職手当、報酬等に対する源泉徴収

給与等のほか、退職手当等及び報酬・料金等並びに非居住者が支払を受けるこれらのものについても同様の措置が講じられるほか、所要の措置が講じられます（新所法221②二～四、③二～四、⑤二～四、⑥⑦）。

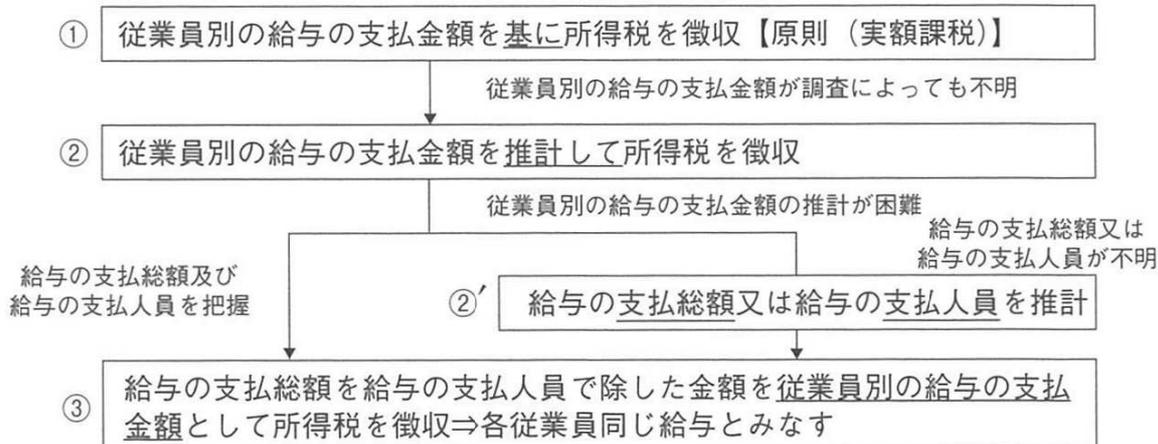
源泉徴収における推計課税の整備（案）

現行制度においては、申告所得税においては推計課税の規定が明文で措置されているが、源泉徴収については、推計課税ができる旨の明示的な規定はなく、また、その方法も確立していないことから、個人事業者等に対する調査の際の帳簿書類の提示がない場合など、その者における従業員別の給与の支払金額が不明である場合には、所得税の徴収が困難な事例も発生している。

（注）推計課税の規定がなければ推計課税ができないものではない。

【見直し案】

税務署長は、個人事業者等における従業員別の給与の支払金額の推計が困難である場合には、各従業員に同じ額の給与を支払ったものとみなして所得税を徴収できるとし、推計により所得税を徴収できる旨を法令上明確化する。



（注1）給与、退職金、報酬、料金（非居住者に対するものを含む。）について、措置。

（注2）令和3年1月1日以後に支払われる給与等について適用。

（自民党税制調査会資料より）

3 適用時期

上記2の制度は、令和3年1月1日以後に支払われる給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得（給与等、退職手当等又は報酬等に相当するものに限る。）について適用されます（改正法附則1二イ、10）。